

吹田市環境影響評価審査会（令和元年度第2回）会議録

日時：令和元年10月3日（木）17時～19時

場所：吹田市役所 低層棟3階 研修室

出席者

委員：山中会長、近藤副会長、井ノ口委員、桑野委員、武田委員、塚本委員、張野委員、
松井委員、松本委員、吉田委員

事務局：中嶋部長、平野室長、楠本参事、丸谷主幹、永井主査、林係員

連絡調整会議：地域環境課 土井主幹、環境保全課 村井課長代理、
都市計画室 大椋参事、計画調整室 清水参事、開発審査室 金沢参事、
総務交通室 野口参事、奥村主査、樫原主任、上松係員、
公園みどり室 柿本主幹、北岡主査、小島主査、
総務予防室 湯浅参事、文化財保護課 田中主幹

事業者：株式会社 LIXIL ビバ 社員1名
大和ハウス工業株式会社 社員1名
株式会社リスペクト 社員1名
21世紀商業開発株式会社 社員2名
株式会社 CE サポート 社員2名
吹田市土木部 地域整備推進室 職員9名
中央復建コンサルタンツ株式会社 社員5名

傍聴者：1名

内容：1 開会

- 2 [審議事項]（仮称）SVH 千里丘新築工事
 - (1) 審査会委員等の意見に対する見解について
 - (2) 審査会意見（案）について
- 3 [審議事項] 佐井寺西土地区画整理事業
 - (1) 住民等の意見について
 - (2) 審査会委員等の意見に対する見解について
- 4 [報告事項]（仮称）吹田千里丘計画
 - (1) 事後監視年次状況報告書について
- 5 [報告事項]（仮称）吹田円山町開発事業
 - (1) 事後調査年次状況報告書について
- 6 その他

事務局（楠本参事）

少し定刻前ですが、始めさせていただきます。

皆さん、こんにちは。本日は御多用の中お集まりいただきまことにありがとうございます。只今より吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございますが、15名中10名の委員の方の御出席をいただいております。したがって、審査会開催要件の成立条件を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、本日の傍聴希望者につきまして御報告させていただきます。本日は1名の傍聴希望がございまして、審査会傍聴規定に基づき、1名の方に既に入室していただいておりますので、御報告させていただきます。

それでは、本日の配付資料の確認をお願いいたします。（配付資料確認）

それでは、環境部環境部長の中嶋より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局（中嶋部長）

部長の中嶋です。よろしくお願いいたします。

次第にありますように、今日は審査案件が2件と報告案件が2件ございます。まず、SVHについては、何回か御議論いただいて、交通問題を中心にさまざまな課題がありますので、しっかり議論させていただく内容をそろえてきておりますので、また議論、御意見をいただけたらと思います。

それから、佐井寺西の区画整理については、これは市が事業者でして、前回諮問させていただきました。今回、市民、住民からの意見等をお寄せいただいておりますので、さまざまな御意見をいただきたいと思っております。

報告案件の2案件につきましては、これは事務局から御説明させていただきます。2時間という限られた時間ですけれども、いつもどおり様々な角度から御意見をいただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（楠本参事）

ありがとうございました。

それでは、ここからは会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、環境影響評価審査会を開催いたします。

雨の中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、次第の第2番目でございますが、審議事項、(仮称)SVH千里丘新築工事の(1)審査会委員等の意見に対する意見について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（林係員）

環境政策室の林です。よろしく申し上げます。

次第 2 につきまして、まず経過を御説明いたします。

本事業は平成 30 年 8 月に提案書が提出され、同年 9 月に提案書についての諮問及び 1 回目の審議を、平成 31 年 2 月に 2 回目の審議を行っていただきました。

本日の審議は、提案書について前回の審査会での御意見と、その後事務局に御提出いただいた御意見などを踏まえた審議となります。この後、事業者から資料をもとに内容を説明していただきますので、科学的な見地から御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、これまでの審査会で審議の中心となっておりました交通の問題について、事業者が現在、前回お示しした案から対策を追加して関係部局や近隣住民との協議、検討を行っているとのことですので、そちらを含めて御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

では、事業者より説明していただきます。

株式会社 CE サポート

それでは、お手元の資料の資料 1 から 3 が準備させていただいている資料でございますけれども、時間のほうが限られてございますので、資料 3 を中心に説明をさせていただきますらと思います。

それでは、資料 3 を御覧いただけますでしょうか。

まず、大きく交通対策ということで、これまでいろいろと御意見、御指導いただきました内容をもとに、対策を検討してまいりました。大きく対策①、対策②、対策③と 3 つの対策に分けてございまして、資料 3 の別紙 1、A3 の資料でございますけれども、こちらと合わせて御覧いただけたらと思います。

まず、対策の①でございますけれども、北側出口の利用促進ということでございまして、来店車両につきまして、43.8%が北側の入口、そして残りの 56.2%が南側の入口を利用するものと想定してまいります。こちらにつきましては、これまで北側の入口をメインにして南側をサブというような取り扱いにできないかとか、そういった御指導をいただいておりますけれども、私ども、いろいろ検討してきた中、やはり方面別の世帯数の比率に基づくこの比率でございまして、来客者の心理としまして、手前の入口から入庫するということがスムーズであると考えるところを踏まえますと、やはり南側の入口を利用すると想定している来客車両を北側入口へ迂回させていくことを担保していくということがやはりなかなか難しいのではないかとこのように考えました。

一方、退店車両につきましては場内で誘導等を行うことによりまして、出口の利用比率を制御することは比較的容易ではないかということで、今回対策①ということで北側出口の利用促進というふうに考えてございます。

具体的には、千里丘上・中及び新芦屋方面への退店車両、こちら 18.6%あるんですけども、こちらについてはどうしても南側出口を利用しないとなかなか不便であるということで、こちらの方面の車両につきましては南側出口を左折出庫させて、それ以外の残りの 81.4%については北側出口からの出庫に限定していくと。その北側出口の誘導につきましては、別紙の 2 を御覧いただけますでしょうか。

こちらが、前のほうにも小さく張り出させていただいているんですけども、まず、南側の出口に行こうと思えば、こちらからの屋上から降りてくる車、あるいはこのメインの建物のすぐ南側にある一方通行のところの道路を通って、ここを右折して出ていくというような経路をとらざるを得ない配置としてございます。一番メインとなってくるこの平面駐車場の南側の、今、お示ししておりますところにつきましては、一旦この北側の相互通行する通路に出ていただく形になるんですけども、ちょうどこのあたりですね。このあたりに別紙 2 の裏側を見ていただきまして、裏側のこの右側に、上のほうに「屋上P」、左側が「出口」というようなサインを設置していくというところで、右側に行ったら屋上の駐車場に行ってしまうと、出口に出ようと思ったら左に行かないといけないということをしてサインで誘導していこうと考えてございます。また、その通路のところには路面に「出口」というようなサインも示していくというところで考えてございます。

先ほど申し上げたこの南側の出口を出ていく車につきましては、ちょうどこのあたりのサインになるんですけども、ここに同じく別紙 2 の 3 枚目になるんですけども、右側に「出口 千里丘上・中及び新芦屋方面」というようなサインを出しまして、こちら専用の出口だということをサインで示していくというふうに考えてございます。あと、この南側の出口から出ていく車につきましては、ちょうどここに右折出庫させないように、これも同じように、2 枚目、この裏側の左下に「左折のみ」というようなサインを示していくという形で考えてございます。

これにあと、右折出庫を防止するための具体的な策というような御意見もいただいております。それについてはちょうど前面道路のところに、センターラインのところにポストコーンを設置して物理的に行けないようにできないかということも検討したんですけども、やはりここにポストコーンを立てると前面道路の住宅の方の車の出し入れが非常に不便になるということで、こちらについては断念をさせていただきます。ただ、それ以外の策について、例えば左折を誘導するような策については、今これから道路管理課と協議をしてまいるというところで検討を考えてございます。

それと、この図面上で黄色の破線を描いているんですけども、こちらが凡例のほうにも書いているんですが、歩行者の経路ということで、そこにはいわゆる歩行者安全帯というようなところで車両と分離して歩行者の安全を図っていくというところで考えてございます。

続きまして、対策の②でございますけれども、先ほどどうしても世帯数の方面別比率に基づくものであると南側の入口を利用される方の割合を下げることをできないということをお願いしたんですけども、できる限り南側入口を利用することによる環境負荷を低減

していこうというところでの対策でございます。

こちらについては、前回の審査会でもちょっとお話をさせていただいたんですけれども、まずあおば通りを通過して千里丘北交差点を右折する車については、あおば通りの右折レーンを延伸して、右折車両による滞留を防ぐと、低減させるという計画。それとあと、地元からの要望をいただいているんですけれども、計画地南西側のところをセットバックして、今歩道がないんですけれども、セットバックして歩道を新設するというところ。それとあと、南側の入口のところをセットバックして、左折して入庫する車と、あと、直進する車を分離すると。この道路を拡幅して分離していくというような対策。それと、先ほど申し上げましたみたいに、南側出入口の右折入庫・右折出庫は禁止していくと。それと、朝の時間帯、特に通学時間帯、南側出入口に誘導員を配置して安全を図っていくというところで対策を考えてございます。

そして、対策の3つ目ですけれども、北側入口への誘導でございますけれども、こちらはお手元の別紙の1を見ていただきますと、前回でも非常に御意見をいただきまして、北側に入庫する車については、吹田東高校前の交差点を左折してぐるっと迂回させて左折INをしていくと。これについては、前回の審査会からも警察のほうとも協議を重ねてまいったんですけれども、やはり左折IN・左折OUTが原則というところで、どうしても経路としてはこの経路を設定せざるを得ないと。

ただ、ちょうど、この前の図面でいきますと、この部分ですね。別紙1のところではピンクで色を塗っているんですけれども、今、タイムズの駐車場があるんですけれども、こちらをオープン当初、臨時駐車場として利用しまして、臨時駐車場であれば、こちらのほうに、清水交差点を左折して誘導していくというところについては警察も了解いただきましたので、積極的にこのルートを周知・誘導していくと。当然、このルートで来た場合、左折して臨時駐車場に入るというのもあるんですけれども、目の前にすぐ右折して北側の入口が見えていますので、おそらくほとんどの車がこちらに来られるだろうというところで考えています。

そうすることによって、今回私ども、事業者の事業がホームセンターという形態でございますので、やはりリピーターのお客様が大半ということを考えますと、一度このルートを認識していただきましたら、次からもこのルートで来ていただけるんじゃないかというところで、そういった効果を期待して今回このような対策を追加で検討したというところでございます。

それと、資料3の2ページ目なんですけれども、2番目で、来店車両が南側入口に集中した場合の検証ということでございますけれども、こちら、先ほど申し上げましたみたいに、吹田東高校前を左折するルート、そして、もうちょっと行って清水交差点を左折してくるルートを設定しているんですけれども、こちらの2つとも交差点を通り過ぎてしまって千里丘北のところまで行ってしまって、そこから左折して入庫するような車を想定した場合に、渋滞が起こるかどうかの検証を行ったものでございます。こちらについては、そもその設定が、現況のピークの時間帯に今回の事業のピークの時間帯、いわゆるピークにピ

ークを乗せるような形で、この千里丘北で交差点需要率を計算したんですけれども、その結果、0.703 という結果になってございまして、ただ、北東からの流入車線の交通容量比が 0.961 ということで、限界値である 1 に限りなく近くなっているというところがございます。ただ、先ほど申し上げましたみたいに、こういったルートで来る車というのはなかなか少ないんじゃないかなということで、やはり当初の比率で来ると想定して、それで計算した結果は交差点需要率としては 0.637、流入車線の交通容量比は 0.813 という形になってございます。ただこちらも、先ほど申し上げましたみたいに、ピークの時間にピークを重ねての計算になりますので、実際はこれよりもっと低くなってくるだろうという形で考えてございます。

今申し上げた資料の詳しい資料が資料の別紙の 4、5 になってございます。時間の関係でこちらのほうは説明を割愛させていただきます。

それでちょっと飛ばしてしまったんですけれども、資料の別紙の 3 が、先ほどの南側の入口を使うことに対しての環境負荷の低減対策の詳しい資料になってございます。

続きまして、同じく資料 3 の 2 ページ目の下、3 通学路の交通安全対策についてでございます。こちらは、先ほど申し上げましたみたいに、臨時駐車場の効果で清水交差点まで何とか誘導していくような形ではあるんですけれども、もし吹田東高校前を左折して来るような車がございましたら、やはりこちら、小学校、中学校、高校がありますので、通学路への影響が懸念されるというところがございます。ただ、こちらのルートはマウントアップ形式の歩道が整備されておりまして、一部の区間には横断防止柵が設置されているというところで、歩行者と自動車の交通は、現状は分離されているというところで考えてございます。

また、今回、本店舗の来客のピークの期間というのは、他店舗の実績を踏まえまして、オープン時の約 2 週間程度、そういったものを想定してございまして、その後につきましては、やはりオープン時のような来客を見込めるようなイベントがございませんので、基本的に駐車場が満車になるようなこともないですし、最初だけで、もっと減っていくという形で考えてございます。

かつ、比較的来客数が増える時期というのが、ホームセンターですので、土曜、日曜、祝日、あるいは年末の大掃除の時期ですね。そういった時期になってくるんですけれども、ピークの時間帯としては、お昼前と午後の 2 時から 3 時ぐらいが他店舗の実績から確認されてございます。その期間というのは、当然学校等は休みの期間でございまして、その辺の影響というのもそれほど大きくないのではないかとという形では考えてございます。したがって、先ほどの対策②で示しました朝の時間帯に出入口に誘導員を配置するという対策で通学児童への安全対策というのは基本的には対応できるんじゃないかと考えてございます。また、その店舗、来客の方に、周辺に通学路があるということも告知していくという形では考えてございます。

それと、朝の時間帯に誘導員を配置するという事を申し上げているんですけれども、じゃあ下校時はどうするんだというような御意見もいただいております、それにつき

ましては、大体南側出入口における車両の出入りのピークというのが時間当たりで今 253 台、1 分間に直しますと 4 台程度で想定してございます。これは休日の午後 2 時台を想定したものですので、平日の下校時間帯というのはいちと少ない台数になるだろうというふうにご考えてございます。また、その南側出入口の前の歩道を通行されている児童が現時点では 1 名ということでございますので、現時点では下校時に南側出入口における誘導員の配置というのは予定してございません。ただ、供用時に問題が生じた場合につきましては適切な対策を検討・実施していきたいという形で考えてございます。

それと、4 番目、スタジアム試合日の取組についてですけれども、こちらもいろいろと御指導いただきまして、発券ゲートあるいは発券ゲートを設けない課金システムを導入するという形で計画いたしました。

そして、3 ページ目の建物・駐車場比較検討経緯でございますけれども、こちらが、資料 3 の別紙の 6 を見ていただきたいんですけれども、こちらは 3 パターン、建物を南北軸の東に寄せた案、南北軸を西に寄せた案、そして東西軸を北に寄せた案と、これが今の提案書での案でございますけれども、この 3 パターンについて検討をしております、当然、店舗を出店するに当たりまして、配置の基本方針というものもございまして、それとあわせて周辺住居等への配慮、そういったものをそれぞれ○、×、△で評価しまして総合的に今の提案書の配置に至ったというところで経緯をお示ししてございます。

裏面にイメージパースということで、それぞれのアングルから建物がどういうふうに見えるのかということも参考にお示しさせていただいております。

あと、6 番の審査会委員等の事前意見に対する見解でございますけれども、こちら、事前にいただきました意見に対して見解を述べさせていただいております、先ほど来の説明の中でほぼほぼ回答のほうはさせていただいているかとは思っているんですけれども、4 ページの中ほど、緑化の 1 番のところでございますけれども、こちらですね、ちょうど先ほど申し上げました歩道を、前の図面でいきますと南西側のところでございますけれども、こちらをセットバックするということに関しまして、法面の植栽はどうなるのかという御意見、御質問でございますけれども、別紙の 7 を見ていただけますでしょうか。こちらが現時点の植栽計画となつてございまして、今回の計画地はぐるっと斜面の既存の緑地に囲まれているような配置になってございまして、このうち西側のあおば通りに面しております斜面の緑地につきましては、既存のものをそのまま維持していくと。東側の緑地につきましては、こちらにも既存の緑地をそのまま維持するんですけれども、さらに低木を植栽していくという形で計画してございます。

御質問いただいております南西側の歩道のところでございますけれども、こちらが既に擁壁が入っております斜面になってございまして、こちらを擁壁を残したままさらに擁壁を継ぎ足していくということは認められないだろうということで、こちらについては、やはり一旦削って、それから植栽して緑地にしていくというような計画で考えてございます。

資料 3 については以上でございまして、あと、お手元に資料 1 と 2 とございまして、資料 1 が前回の審査会、2 月 21 日にいただきました意見と、それに対する回答ということで、

2月21日審査会での回答というところにつきましては当日回答させていただいた内容で、その下に現時点の、今日時点の回答、そういったものを追記してございます。こちらもほぼ今説明させていただいた内容で回答できていると考えてございますが、資料1の4ページ目を見ていただけますでしょうか。これの交通混雑、交通安全の6番でございますけれども、南側出入口のところでセットバックしてつくる片側1車線分は滞留用につくるのか。ほかにも意見として信号のない丁字路のところで渋滞が起こるんじゃないか。前の図面でいきますとこの部分ですね。ここまで滞留が影響するのではないかという御意見をいただいております。

これにつきましては、先ほど申し上げましたみたいに、南側の出入口が、入口については1分間に4台程度でございます。こちら側の計画地側の歩道を通っております歩行者、自転車も、現状は大体1分間に1.5人程度でございます。ですので、通行待ちによる滞留というのは、対策としてここを拡幅したことによって直進と左折の入庫を分離しているということから、滞留のほうは、少なくともここに及ぶような滞留というのはないんじゃないかというふうには考えてございます。

それと、その下、この部分が2車線で、あと、この先が1車線になっていることによる輻輳が起こるのではないかという御意見をいただいております。こちらについては先ほど来、ここを拡幅すると申し上げているんですけども、こちら、2車線にするというわけではなくて、1車線を拡幅するという意味合いでございますので、2車線の車がまたここで重なってきて輻輳するというものではないのかなというふうに考えてございます。

それと、同じく資料1の5ページのところですけれども、南側の出入口を時間帯によって閉鎖できないか、特に通学時間帯ですね、こういった御意見をいただいております。これについては6ページのところに見解を述べさせていただいているんですけども、先ほど申し上げましたみたいに、現在通学路としている児童が1名であるということと、あと、朝の6時15分から開店するのは資材館のみということで、非常に台数自体も少ないと。通学時間帯、申し上げましたみたいに、繁忙期も含めまして出入口に警備員を配置するといったところで、現時点では時間帯によって制御するということは考えてございません。

資料1はおおむねそういったところございまして、続きまして資料2のほうですけれども、こちらが審査会が終わった後に、後日にまた御意見をいただきまして、それに対する回答、見解でございます。

こちらが、まず1ページ目の交通混雑、交通安全の3番のところですが、敷地内に歩道をセットバックすることによって視野が広がるという説明をさせていただいた中で、それがどの程度広がるのかというところで資料をお作りしてございまして、資料2の別紙の1ですね。こちら、それぞれ交差点から北東側から来るパターンと、その裏面が西側から来るパターンで、この青で描いたエリアの部分が新たに視野として確保されるという図面でございます。

それと、同じくその下、交通混雑、交通安全の4ですけれども、前回お示しさせていた

いただきました資料では、方面別の来店予測比率をメッシュ統計図でやっていたんですけども、町丁目別の人口を用いるべきではないかというところで、今回、先ほど来お示しさせていただいております数字は、町丁目別の人口データを用いたものに修正してございます。結果としては大きな比率の変更というのとはなかったというところでございます。

ちょっと駆け足だったんですけども、以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの資料説明につきまして、御意見とか御質問はございますでしょうか。

じゃあ、ちょっと私から。御説明のところで見板の話が、車両の誘導の話なんですけれど、どこでしたっけ。左折で、南側ですが「左折のみ」という書き方。これは大体、通常の標識なんかですと「右折禁止」という書き方のものが多いような気がするんですけど、そういう書き方はできないものなんでしょうかね。誰が禁止しているのかというのがよく分からない話にはなるかも分からない。

株式会社 CE サポート

そうですね。他店舗でもこのような表示をさせていただいているんですけども、どちらのほうが効果的か等を含めまして、また内部で検討させていただきたいと思えます。

会長

はい、ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

A 委員

2点ほどお伺いしたいことがあります。今回、この車庫内でも右折とかの指示を入れるということですけども、それをするによって今まで想定していた入庫、入ってくる台数が変わるということはないでしょうか。というのは、入ってきた車が、指示が多くあるため戸惑ってしまったり、迷ってしまったりして、これまでの推定していた結果と変わってくるのではないのかというのがお聞きしたいところの1点なんです。

もう1つは、ちょうどこの車を停めるところの右上に駐輪場がありますね。今、自転車台数が増えているという状況にあると思いますが、自転車の道と、車の道がどのような形で分けられているのか、または自転車が車の入庫に対して邪魔することはないのかという点について教えていただきたい。

株式会社 CE サポート

まず、入庫の比率が変わるのではないかというところですけども、私どもとしては、正直南側にこの入口を利用される車が北側に回っていただければそれはそれであ

りがたいと考えてございます。なので、そういったことも含めまして、できるだけの車を北側から出して、今度は北側に出入口があるんだということを認識していただいて、次からまた北側に来ていただくというような効果も見込んでいるというところでございます。

大和ハウス工業株式会社

駐輪場と車の話なんですけども、駐輪場、今大きく2箇所に分散しています。1箇所は東側、建物の南東の角ですけども、こちらはこちらに1点集中することによって自転車と歩行者が歩く通路、それを今黄色の点線で描いてございますけども、基本的にはここを通っていただくというルートを確立して分けようとしています。それと、西側にも縦1列、自動二輪、原付の駐輪場、それから一部、駐輪場ということで設けていますけども、こちらについては置き場の前に歩行者通路1.5mを確保していますので、車とは分けてというふうにゾーン分けはさせていただいています。

A 委員

自転車によって車を停めるといふか、駐車場内を動くのが遅くなってしまうとか、そのような現象はあまり起こらないと考えて良いのでしょうか。その辺のところはちょっと気になります。

大和ハウス工業株式会社

既存店の流れを見る限り、そこで車が止まって危ないことになるということは起きていませんので、大丈夫かと思えます。

A 委員

駐車に時間かかってしまって、それが原因となり車が駐車場からあふれてきて、道路のほうまで出て縦列が出てしまうというような問題は起こらないと思ってよいですか。

大和ハウス工業株式会社

はい、問題ないと考えています。

会長

はい、ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

B 委員

資料1の9ページなんですけど、この2月の時点でJIS Z 8731がいつ改訂されるかわからないと申し上げておりましたけれども、この間調べますと、今年の2019年9月に改訂されておりますので、新しいのを御参照いただければと思います。そもそもJISはISOに準

拠しているということで、1996 が変わりましたので、それに従ってということから始まったんですけれども、ISO のほうがかなり複雑な、いろいろ計算だとか識別とかを使っておりますので、JIS のほうは日本の現状に応じた形にしましょうということで、ISO1996 には準拠しておりません。前とあんまり変わらないですけど、少しだけ違っておりますので、御参照ください。

株式会社 CE サポート

承知しました。

会長

その点、よろしく願いいたします。

ほかに、よろしいでしょうか。はい、それではありがとうございました。

続きまして、(2) でございますが、審査会意見（案）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（林係員）

資料 4 は事務局のほうで委員の皆様のほか、市の関係部局、住民の方々から提出いただいた意見をもとに提案書に対する審査会意見案を、つまり答申案の作成をしておりますので、そちらについての審議をお願いしたいと思います。

審査会意見案については提案書の段階ですので、調査・予測・評価の方法に関することが主たる意見の内容となりますが、一部予測・評価と関連する環境取組についての意見も盛り込む必要性があるかと思っておりますので、そういった観点からも審議をお願いできればと思います。

では、資料 4 を御覧ください。

審査会意見（案）。まず前文があります。本審査会は、提案書について、住民の意見を考慮して、専門的・科学的な知見から慎重に審査を行ったと書いております。

まず 1 つ目、交通混雑・交通安全のところですが、まず事業者が提案書で示した自動車動線計画、こちらが、提案書がもしお手元にございましたら 17 ページに、もともと提案していただいております事業者の自動車動線計画がございます。こちらが関係機関との協議の結果、右折入退場が原則禁止となりまして、事業計画地北側出入口を迂回路のような経路を通るようなことになったため、北側出入口の利用が促進されず、南側出入口付近の丁字路や千里丘北交差点等に交通負荷をかけるものであります。

これに対し審査会は、提案書の審査段階で、可能な限り北側出入口の利用を促進し、南側出入口付近の丁字路や千里丘北交差点等への負荷を抑制するよう事業計画を再検討することを求め、事業者はこれに応じて新たな交通計画を提案し、その妥当性を確認したものでございます。

提案書の審査段階で、事業者が提案した交通計画の妥当性に関する審査を慎重に実施し

たのは、交通問題が当該事業において最も重要な環境側面であり、この段階で交通流のフレームを設定しておく必要があったためです。

また、「関連事業として周辺の道路改良等を実施するにあたっては」とありますが、これはあおば通りの右折の延伸のことですけれども、引き続き道路管理者等と協議するとともに、歩行者、自転車利用者の安全性の向上についても考慮することが望ましいとしております。

環境取組としてはア、イ、ウの3つを挙げておりました、まず1つ目、出入口において入退場における歩行者の安全対策を検討すること。イ、事業計画地の周辺に複数の教育・医療・福祉施設が存在しますため、これらの施設関連車両の走行ルートにおける交通安全対策を検討すること。そして、ウとして、南側出入口からの右折退場をさせない方法を検討することとしております。

(2)の現況調査ですけれども、自動車動線計画が変更になりましたので、それに伴いまして、新芦屋上交差点、資料の3の別紙5の10ページを御覧いただいて、こちらの図でいいますと地点のFになります。こちらが新芦屋上の交差点になりますけれども、こちらを調査地点に追加することとしています。イの自動車動線計画の変更により、新たに歩行者及び自転車との交錯が生じるため、その歩行者及び自転車通行量を調査すること。ウとして、一般的な平日、休日だけではなく、その調査時期にスタジアムでの試合日を追加することとしています。

次のページ、2ページ目に行ってください、エ、試合日の駐車場の無断利用と、それに伴う退場車両の集中を防止する事業計画地周辺の商業施設、幾つかありますけれども、こちらについての取組事例を調査すること。また、その調査結果の事業計画への反映を検討することとしています。

(3) 予測、評価の方法としては、ア、予測の前提となる交通計画及び方面別の来場車数、こちらは先ほど説明していただきましたけれども、これを明確にした上で予測することとしています。また、イ、交差点需要率では予測・評価が難しい駐車場の出入口であったり、先ほどの説明でありましたように、信号のない混雑が予想される交差点がありますので、そちらについても、交通容量の計算等により予測・評価を行うこととしています。

2、温室効果ガス・エネルギーに行きます。1番、環境取組では、事業者のほうから商業施設ではCASBEE Aを目指すという環境取組方針が示されておりますので、そちらに合致するような事業計画を検討することとしています。イ、省エネルギーに寄与する効果的なエネルギーマネジメントシステムの構築を検討することとしています。

(2) 現況調査につきましては、先ほど申し上げたように、先進的な環境取組、再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用であったり、省エネルギーの機器の採用であったり、エネルギーマネジメントシステムの導入に関する先進的な環境取組の実施状況等の事例を調査することとしています。

また、予測・評価の方法としては、それらの先進的な環境取組を含む計画予定の環境取組について、それを実施した場合と実施しなかった場合で、可能な限り定量的に比較を行

い評価をすることとしています。

廃棄物については、1番、環境取組のところでは、廃棄物の発生抑制や再資源化を推進する方法を検討することとしています。

(2)の現況調査及び(3)の予測・評価の方法については、先ほどの温室効果ガス・エネルギーと同様に、先進事例を調査し、その先進事例を実施した場合と実施しなかった場合の比較評価を示しています。

次、3ページ目に行っていただきまして、4、ヒートアイランド現象のところですが、(1)環境取組については、ヒートアイランド現象の対策である高反射率塗料の塗布であったり、遮熱性・保水性舗装の採用等、蓄熱を抑制する方法を検討することとしています。

(2)の現況調査と(3)の予測・評価の方法については、先ほどと同様、先進事例の調査と先進事例を実施した場合と実施しなかった場合の比較評価としています。

5番の騒音ですが、先ほどB委員からありましたように、現況調査について2019年に改正されましたJISの規格に準拠することということ、2番の予測・評価の方法については、施設関連車両の走行に伴う騒音レベルの予測に当たっては、2018年のモデルを用いること。この供用後の道路交通騒音については、スタジアムでの試合日等の交通量の増加が予想される日を追加、評価すること。そして、ウとして、事業計画地周辺の高層住宅を含めた住宅への影響の把握に努めることとしています。

また、6番、低周波音では、G特性だけでなく、1/3オクターブバンド値による予測・評価も行うことと書いております。

7番、緑化・景観のところでは、環境取組として、ア、緑の質及び量を十分に確保するとともに、配置については景観面にも配慮すること。イ、特定外来生物が事業計画地に侵入した場合には速やかに駆除すること。ウ、西側の既存植生については倒木の危険性を排除しつつ適切に保全することとしています。

また、評価の方法としては、本市の第2次みどりの基本計画で緑被率30%を目標に掲げておりますので、その達成度合いについても評価することとしています。

以上で審査会意見案の説明になります。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料の内容につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。この審査会意見案について審議は、協議は、一応、今日が最後ということになりますので、先生方の、少し時間を取りますので、内容についてどんなことでも結構でございますので、お気づきのことがあればおっしゃってください。

どうぞ。

C委員

よろしいでしょうか。緑化では壁面緑化みたいなことは考えておられないのでしょうか。

事務局（林係員）

壁面緑化についてですけれども、3 ページ目の 7、緑化のところの (1) の環境取組の「みどりの質及び量を十分に確保する」というところに含めていた意図があるんですけれども、壁面緑化が重要だということで文言として入れる必要があるということであれば入れさせてもらいたいと思います。

C 委員

できれば入れておいてほしいと思います。

事務局（林係員）

分かりました。

C 委員

お願いします。

会長

じゃ、文面についてはまたメールか何かでというところで御確認いただくということになりますね。

事務局（林係員）

はい。

会長

ほか、いかがでしょうか。

それでは、今日御出席いただけていない先生方の、委員の方々の御意見というのものもあるかも分かりませんので、それについてまた事務局のほうで収集していただいて、その上で、先ほどの壁面緑化のことを含めて修正をいただいて。あとは、メールで皆様に御確認いただくということで、最終的には会長、副会長の承認ということで進めていきたいと思いません。

それでは、審査会意見案の審議を終わろうと思いますので、今後の本案件の審査会答申の作成までの流れについて、事務局から御説明ください。

事務局（林係員）

先ほど会長から御説明いただいたとおりでして、欠席委員の方には後日意見をいただきまして、今日御出席の委員の皆様にも、もし後で御意見がございましたらメールで意見を

収集させていただきますので、そちらをいただきまして、必要であれば修正を加えて、意見をいただいた委員の皆様にご確認をいただいた後、最終的には会長、副会長にご確認をいただき、本事業の提案書に係る審査会意見の答申とさせていただきますようお願いしております。

会長

それでは、今、答申作成までの流れについて御説明いただきましたとおりでよろしいでしょうか。最終的には私と副会長のほうで確認をさせていただきます。では、最終的にはお任せいただくということでよろしくお願いたします。

続きまして、次第の3番になりますので、事業者の方、交代ということになりますのでよろしくお願いたします。

(事業者交代)

会長

それでは次の審議事項に移りたいと思います。次第3でございます。佐井寺西土地地区画整理事業でございます。その(1)で住民等の意見につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(永井主査)

吹田市環境政策室、永井と申します。まず次第3につきまして、経過を御説明いたします。本事業は、令和元年5月に提案書が提出され、同年6月11日に提案書についての諮問と1回目の審議を行っております。本日が提案書についての2回目の審議となります。

前回の審議の際にはまだ意見交換会が実施されておらず、住民等からの意見書も締切前であったことから、住民等からの意見についての御報告ができませんでした。本日、遅ればせながら意見交換会での住民からの御意見と意見書の形で提出された住民意見について事務局より御説明いたします。

資料5を御覧ください。まず住民意見書の提出状況ですが、意見書の提出期間は提案書が告示された5月27日から7月11日まででした。その間に意見書として9通13枚、おひとりの方が複数枚の意見書を提出されておられますので全部で13枚の意見書が提出されました。町丁別の提出状況を見ますと、佐井寺4丁目から4通、千里山月が丘から3通、千里山西6丁目から2通と、いずれも事業計画地となっている町丁からの提出となっております。市外からの提出はありませんでした。また意見書とは別に事業者に対して質問書という形で5通16枚、市民の声が寄せられております。こちらにつきましては事業者から別途回答が出されます。

意見書の概要は1ページ以降、表1-1及び表1-2にまとめております。代表したものを

いくつか御紹介いたしますと、例えば隣接する古いマンションや千里緑地なども区画整理対象に入れるべきではないか、道路には自転車専用の通行帯を付けてほしいなどの事業計画に関わるもの、あるいは田畑や林などの緑地の保全を要望する御意見や、工事による周辺の交通等への影響、造成による防災上のリスクを危惧する声もございました。

次に意見交換会の概要ですが、今回計画地が広大であることから、提案書についての意見交換会は場所を変えて2度行いました。第1回目は6月13日に千里山コミュニティセンターで、第2回目は6月15日に千里市民センターで開催いたしました。意見交換会で出された意見の概要ですが表2-1、表2-2及び表2-3にまとめております。代表的なものを挙げますと、やはり自転車専用道の設置や工事中あるいは道路開通後の交通量増加による周辺の渋滞や交通安全の確保とともに、都市計画道路そのものの必要性についても御意見が出ておりました。また、かなり高低差がある事業計画地を整備するための大規模な造成に伴う工事量や田畑等、緑地の減少、それに伴う自然環境の変化や土砂災害、水害の増加を心配される声もございました。以上でございます。

会長

はい、ありがとうございました。

今の御説明の内容につきまして何か御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(2)の方にまいりたいと思います。審査会委員等の意見及びこれに対しての事業者の見解につきまして、事業者から御説明をお願いいたします。

地域整備推進室

まず資料7に前回審査会時にD委員より資料の提示を求められました、道路と周辺地盤との高低差等が分かる資料ということで、現在の想定ではございますけれども、横断図の方を載せさせていただいております。AからE断面につきましては、現況と計画が比較できるように記載しており、赤線が計画地盤、黒線が現地盤高、となっております。今回の事業におきましてはその高低差によりまして土の排出が多くなるということでございます。

続きまして資料6に基づきまして審査会委員よりいただきました質問に対し、回答させていただきます。時間の都合上、質問・回答ともに要約、省略させていただくことを御了承いただきたいと思います。

まず番号1番、都市計画道路、豊中岸部線が決定されてから見直しが行われたかにつきましてですけれども、直近では平成25年に見直しが行われまして、豊中岸部線の当該区域内につきましては吹田市域の東西を結ぶ交通を確保するとともに、他路線の交通混雑の解消に大きな効果が期待されるということから、存続することが決定されております。

次に番号2番、土地利用の整備課題について、分断された宅地の対応がなぜ必要かという点と、吹田市の人口動向についてですが、まず宅地が分断されたとは、本事業区域におきまして住宅地の間に低未利用地が存在していることを示しておりますけれども、分断を解

消することで有効な土地利用を推進し、良質な住環境を形成するという対応が必要であると考えています。また、吹田市の人口動向につきましては第4次総合計画におきましては2030年まで増加し、その後若干減少するものの、ほぼ横ばいになることが示されております。

続きまして番号3番、事業終了時の緑地計画の作成についてですが、土地区画整理はあくまでも基盤整備ということで、本事業完了後の土地利用は、地権者が考えられるということではありますけれども、市の条例等によりまして緑化を適切に誘導していくものと考えております。

次に番号4番、工事中の排水の配慮についてでございますけれども、造成工事にあたりましては仮設沈砂地等を設ける等、十分に配慮してまいります。

続きまして5番、工事関連車両の細街路の通行時の安全対策についてですけれども、可能な限り都市計画道路から工事関連車両が進入することにいたしまして、安全対策につきましても地域と協議する等、努めてまいります。

続きまして6番、本事業の土地利用計画案と環境基本計画におけるみどりを継承することとの関係について、また農地がつぶされることについてですが、みどりの継承につきましては現行の第2次環境基本計画の基本理念からも重要な要素であると認識しているところです。本事業計画地におきましては、生産緑地の指定解除等に伴いまして民間事業者による新たな土地利用が図られる、またはそれが予見されている中、現在事業計画地内のわずか0.5%の公園・遊園の面積を3.6%確保する予定でございます、公共用地としてみどりが継承されると考えております。また農地に関しましては、地権者が維持を希望された場合、可能な限り換地計画において対応できるよう検討いたします。

また7番、継承する市街地の貴重なみどりとは何を指すかでございますけれども、屋敷林等の都市緑地や公園等を指しております。

続きまして8番、グリーンインフラの整備活用も含めた水循環の確保の検討についてでございますけれども、グリーンインフラの重要性というものは認識しておりまして、その整備活用も含めた対策を検討してまいります。

また9番・10番では、工事プロセスにおける、地球温暖化に係る温室効果ガス・エネルギー排出の環境影響評価の実施の有無についてでございますけれども、まず吹田市の環境影響評価技術指針におきましては、工事プロセスにおける地球温暖化に係る温室効果ガス・エネルギー排出は予測評価が必要な項目には指定されておられません。また、その算定には、詳細な施工計画が必要であり、環境影響評価書策定段階における検討は困難であるという風に考えております。しかし、予測評価を行わない、ということで、対策を行わないということでは当然ございませんでして、工事プロセスにおける環境負荷の低減の方策といたしましては、建設機械の効率的な使用による稼働台数の削減、排出ガス対策型の建設機械の使用、建設機械の整備等による適正な管理、資材の搬出入の効率化等を行っていくものでございまして、これらの方策につきましては、環境影響評価の実施におきましては、大気汚染に係る評価におきまして環境保全措置として記載してまいります。

続きまして11番、ヒートアイランドの影響をなるべく事業後の開発計画に沿って、ということでございますけれども、評価書案における予測におきましてはその時点で把握する最新の計画に基づいて実施するものとしたします。

続きまして12番、現況調査およびその内容についてということで、調査の回数や方法についてでございますけれども、生物調査は1回あたり1日とは限らず、季節ごとに1回、1分類群当たり2日程度、天候等を調整しながら、調査を実施いたします。植物相の任意観察法につきましては、調査範囲内を踏査して観察・記録するもので、シダ植物以上の維管束植物を対象としたします。また、植生調査は1回2日間で行いますけれども、植物相調査を3回各2日間程度で実施するため、その都度植生調査の補足調査を行います。なお、植生調査の実施には、市作成の植生図により効率的に実施いたします。

また、13番、埋蔵文化財についてですが、関係部局との協議では包蔵地外であることから事前の発掘調査までは必要がないとのことでしたけれども、着手後に発見された場合には速やかに報告し、協議を行ってまいります。

続きまして14番から19番につきまして、14番では周辺交通状況に影響を及ぼさない計画検討について、15番では供用後の新たな交差点での調査について、16番では第3次環境基本計画の適用について、17番では環境改善効果・時間短縮効果の算定について、18番では自転車の安全な走行の誘導について、19番ではみどりの回復育成についてそれぞれ御質問いただいております。

それぞれ、御意見、御質問等で、しかるべき時期に実施、検討、協議等を行っていくということで、回答させていただきます。

最後に20番、飲用井戸の水質チェックについてでございますけれども、事業計画地及びその周辺に吹田市が管理している井戸はございませんが、個人が管理している井戸につきましては、公表されておらず、具体的に把握ができがたい状況ではございます。事業中に発見された場合には工事中の水質モニタリング等を実施いたします。以上で事業者からの説明とさせていただきます。

会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの資料説明の内容につきまして、御質問・御意見ございますでしょうか。どうぞ。

C委員

たくさんありますけれども、1つずつ。1番の他の路線の渋滞等の解消に大きな効果が期待されるということなんですけれども、実際に他の路線の渋滞状況とかはどのようなふうになっているのでしょうか。これがあるとどの程度解消されるのでしょうか。

地域整備推進室

今の現状でございますけれども、2つ、この地域の都市計画道路がございますけれども、佐井寺片山高浜線につきましては吹田市の南北を結ぶ都市計画道路の大きな幹線となっておりまして、今数字的には持っていないんですけれども、ちょうど南千里から千里山の方に南北に下るときに市道がございますけれども、そこがかなり渋滞しているということです。今委員が仰られました数字的な渋滞等は今のところは持ち合わせていない状況でございます。

あと、阪急との交差がございますので鉄道交差ということで、市道を南下し、目的地まで行くにあたりまして、豊津の踏切を渡らないといけないんですけれども、そこが渋滞しているということで、今回南北の佐井寺片山高浜線ができることによって、鉄道との交差がアンダーパスになります。信号の平面交差ではございませんので渋滞の緩和にはなるかと思えます。以上です。

C 委員

渋滞の程度がどの程度なのか、我慢できる程度なのか、我慢できない程度なのか、というのはあると思うんですけれども。

地域整備推進室

数字的には持ち合わせていないんですけども、ただ現状の、市道と呼ばれている道路の幅員が非常に狭いものでして、場所で言うと、千里山から関大前に抜けるところにつきましても、平成25年までは都市計画道路に位置付けされていたんですけども、廃止路線になりまして、現存の幅員のままということで車両同士交差するにも片方のどちらかから来る車が止まらないとなかなか、乗用車同士が交差しにくいというのが現状でございます。新しい都市計画道路につきましては18mの幅員になりますので、幅員からしましても交通の緩和にはなるかと思えます。

会長

よろしいですか、今のところ数値的なものはないようです。

C 委員

詳しいあれがないとちゃんと良く理解できないんですけども。常時渋滞しているのか、一時的なものなのか。一時的なものだったら、別にそれほど大したことはないんじゃないかなと思うんですけれども。

地域整備推進室

今お答えさせていただいたんですけども、補足的に説明しますと、この地域に含まれる豊中岸部線、これは東西の幹線として位置付けられております。この道については2万台程度集める道ということで、2万台程度、細街路、細い道を通っている車がこの幹線に集

まってくるということで、その分、一般の宅地の中を走っている車が大きく減るというのを見込んでおります。もう1つ、南北になるんですけども、佐井寺片山高浜線といいまして、これについては1万台程度この幹線に集めてくるという予定の道になっております。この集める主な車というのが、朝なんか結構8,000台くらい通っている上の川の横の府道なんですけども、歩道もないような府道にそれだけの車が走っているところを歩車分離した佐井寺片山高浜線の方に1万台程度集めてくるということです。歩道がきっちりないところを走っている車をこちらに誘導するというので、だいぶ期待できると思っております。

C委員

これができることによって、それが解消されるということなのでしょうか。

地域整備推進室

一般の市街地の中を走っている車が大きく減るという期待ができると思っております。

会長

先生、他の質問も。

C委員

結構長いんですけども。2番目なんですけど、その低未利用地が存在すると、どこがまずいのかということですね。それ全部個人の土地でしょ。

地域整備推進室

低未利用地と言われているところはですね、この地域におきましては接道とかがない個人さんのお持ちの土地とかありますので、個人さんが、もし畑でしたらずっと維持可能なんですけど、先代のお父さんなんか畑とかをされていてその息子さんの代に代わった時とかずっと畑を維持できたらいいんですけど、道がない状態なのでそれを何かに転用するかそういうことができない土地がかなりありますので、それを事業によって区画道路を入れることによっていろんな可能性がある土地に変えられるということを期待しています。

C委員

それは個人のためにやるわけですか。

地域整備推進室

個人の土地が最大限に使えるように、その代わりに、個人さんから減歩ということで提供していただいて、区画道路とか都市計画道路、公園、そういう公共施設に提供してもらう土地をいただいて個人さんが使える土地を有効に使えるように変えていくという事業です。

C 委員

人口増加なんですけども、2030年まで増加した後、横ばいという予想をしていますけど、これは本当なんですか。

地域整備推進室

吹田市第4次総合計画の「人口の推移と将来人口の推計」で謳っている数字です。

C 委員

あとですね、その緑地に関して30%確保とのことなんですけど、もともと全部削った後にもう1回再生するわけですよ。そうすると今まであったその自然性の高い植物とか、そういうものは全部なくなってしまうわけですよ。だからその生物多様性の観点からすると、そういうのはどういう風に考えておられるのでしょうか。

地域整備推進室

確かに、この今回の土地区画整理事業を推進するにおいては、現存する農地とかあるいは林とか、喪失したみどりというのは現実、キャンセルになります。今仰ったように生物多様性の面に関しては、そのなかの誘導性、誘導に関しては新たにできる都市計画道路の街路樹をもってそのみどりの連続性を保つように考えています。北側に緑地がございます。本地においては緑地、千里緑地ですね、それは非常に繋がった状態でございます。それとの連続性を保つためには都市計画道路、これ東西、南北、今回計画しているわけですけど、その街路樹をもってその連続性を保っていくというところを考えております。

また、キャンセルと言いましても特に希少種、貴重な種、動植物、これからあるいは現在調査しているところですけども、その調査結果において保全、あるいは移植等を今後検討していくなかで、それを保全していくという配慮というか考慮、それを今後検討してまいりたいとそういう風に思っております。

C 委員

街路樹がその連続性を確保するとは全く思えないんですけど。生物多様性っていうのはある特定の種類だけではなくていろんな種類がいるということが生物多様性であって、それを全部なくしてしまうわけですよ。だからその例えば、ため池もそうなんですけど、ため池もやっぱりいろんな生物がいると思うんですがそういうやつを全部リセットしてしまつてそこから全部改変してしまうということになると、その地域の生物っていうのは保てなくなる。ですから、やっぱりある程度そのそういう計画ですね、生物多様性を残すような計画にしてほしいという風に考えていますがいかがでしょうか。

地域整備推進室

この件についてはコンサルタントが来てますので。

中央復建コンサルタンツ株式会社

代わりまして回答させていただきます。こちらの方は評価書案を作成する段階で現地調査をきちんといたしまして、出てきた動植物に対しましては、特に重要な種が中心になる対策になるかと思えますけれども、生息生育環境をできるだけ保全するよという対策と種そのものも保全していく方向で対策を立てて検討していくことを計画しております。

C 委員

水田の生物とかそういうものは水田がないと生きていけないわけですね。

地域整備推進室

今回計画されている区域もそうなのですが、吹田市は一応全域市街化区域ということで市街化されていくということを前提に区域を打たれています。この地域につきましてもですね、現在実際、道路の接道がないために個人さんがお持ちの土地がそのまま残った状態で、いろいろな生物が残った状態なんですけど、個人さんについてもですね、開発業者が買いに入っている状況の中で、そういう残った状態のものも山肌を剥がれて住宅地に変わっていかうとしてる状況なんです。その中で区画整理事業を使って、せめて都市計画道路なり入れて、街路樹を入れて、公園も3%以上確保して計画的な街という位置付けにしまして、整備をさせてもらって、住宅系の土地に変わっていくのを整った土地に誘導していくという事業を予定しておりますので、個人さんの土地がそのまま残るという期待はしていない状態です。

C 委員

ということは吹田市を全部削ってしまって、新しく作り変えてしまうということですか。

地域整備推進室

個人さんがお持ちの土地というのはそのままずっと、畑・田んぼであるということは吹田市としては思っておりませんので、その土地については息子さんが農地をされる状態でしたらいいですけども、たぶん次の代、次の代に変わっていくうちには宅地化されたり、転売されたりする状況が多々ありますので、そこは面的に整った街として誘導していくというための事業と思っております。

C 委員

ということは、要するに個人の土地であっても自然の残っているところを全部潰してしまってもいいということなんですか。

地域整備推進室

民間の開発によって乱開発され、公園とかも確保されないままに転売されて全部家が変わってしまうということがないように、計画的に公園の配置とか、都市計画道路の配置をしまして、住みやすい街という位置付けで整備していくというものです。

C 委員

結局今まで、在来の生物を全部どけてしまって、新しく作り変えてしまう、全部人工のものにしてしまうということですよ、吹田市は。

会長

まだまだ議論はあると思うんですけども、基本的には先生の御意見に対する回答としては、おそらく開発の成立に関すると言いますか、開発自身に関わるような話に少し踏み込まれているように思いますので、この委員会の諮問されている使命と言いますか、そういう点から考えて、そういう点に十分に配慮してくださいということは当然申し上げられることだとは思いますが、開発計画そのものに関する意見についてはこの委員会が出す種類のものではございませんので、少し御配慮いただければという風に思います。

C 委員

生物調査の件に関して、ここに書かれている状態で全部把握できると考えているのでしょうか。特に昆虫なんかはちょっと季節変わったら、全然違うやつが、数週間変わるだけで違うものが出てくるので、こんな程度で把握できるとっておられるのでしょうか。

中央復建コンサルタンツ株式会社

提案書の p. 7-7 に記載しているんですけども、その程度と仰っている分量が分かりかねるんですけども、季節ごとに調査を実施する計画にしておりますして、調査も1回だけということではなく、分類群に応じてそれぞれ複数回実施いたしますし、1回の調査でも1日というわけではなく複数日で実施をすることになってくるかと思っております。

C 委員

分類群ごとというのは例えば、昆虫ならいろいろな分類群があるわけですよ、蝶々やトンボとかそういうやつがあるわけですが、そういうのを1つの分類群というわけですか。

中央復建コンサルタンツ株式会社

失礼しました。ただいま申し上げたのは哺乳類とか鳥類とかそういう分類群の話でして、昆虫類の調査としましては現在提案書に書かせていただいておりますのは、春季、夏季、秋季に加えまして、当該地域はホタルが生息している可能性がございますので、初夏と合わせて4回実施する予定とさせていただきます。

C 委員

昆虫なんかはそれで全部把握できるとはとても思えないのですけども。

中央復建コンサルタンツ株式会社

環境影響評価としまして、通常実施する調査としましては、代表的な種が網羅的に把握できる時期で、事業者が実施する調査として現実的なラインということで設定させていただいております。

C 委員

そういうことでしたらあれですけど、やっぱりもうちょっと回数を増やすとか丁寧な調査をしてほしいと思います。

会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。御検討いただければと思います。他に。

E 委員

C 先生に絡みまして、道路とか作ってしまったら、全部なくなるというのは、確実に全部いなくなると思います。先ほど生息地の保全ということでちらっと言われてましたが、そういうことは一部は可能なんですか。その種の保全でどっか持ってっちゃうと言っておられますが、それはほとんど意味がない。生息地を保全するというそういうことが部分的には可能なのか、ということと、それからもしもそれが不可能だということであればやっぱり調査をきちんとされて、どんなものがいたのかということ記録だけでもきちんと残してほしいという風に思いますので、春夏秋1回ずつでホテルと言うあれではちょっとそれでは不十分だろうなという気がいたします。例えば、おそらくこの場所を前見せていただいた時にいわゆるホットスポットみたいな場所がいくつかありますのでね、そういうところを集中的に、それでおそらく季節としても真夏なんかやっていただいてもたぶんほとんどいませんで、おそらく6月の晴間の日とかに、やはりそういうホットスポット的なあるいはそういう时期的にもかなり限られたところで適切な時期があるので、そういうところできちんと調べられて、せめて記録だけでも残していただきたい。そういったことは吹田は博物館をお持ちなので、そういったところに記録を置いておいていただくということが重要なという風に思います。

会長

事業者の方、コメントをお願いします。

地域整備推進室

仰るとおりでございまして、今後のその保全対策、これに関しては再度というか検討してまいりまして、その対処法を考えていきたいとそのように思っております。調査に関しては、今継続中でございますけれども、そのなかで密に調査をしていくという計画を持っておりますので、その結果をもって保全対策をどうしていくか、という検討に入っていきたいと思っております。以上です。

会長

はい、よろしく願いいたします。

他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

A 委員

ちょうど番号としては4番のところなんですけども、周辺の川に対する影響というところで、ここで廃材というのを中心に書いておられますけども、やっぱり工事する時ってというのは、他に例えばコンクリートなんかを使うとアルカリですよ、それとか溶剤、油ですよ、そういったものが流れていく、それが流れていくと、そこに住む魚とかが一発で死んでしまうんですよ。ここではそれを流さないように気を付けていただきたいというお願いになるのかもしれないですけども、その辺を注意していただければありがたいと思います。以上です。

会長

よろしいでしょうか。

地域整備推進室

仰るとおりで今後対応してまいりたいと思います。

会長

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

F 委員

2点ありまして、1点目は先ほどC先生の議論のところですけども、これはコメントというところで市街化区域だから農地がなくてもいいというコメントがありました。都市緑地法が改正されていたり都市農業振興基本法があったりして、市街化区域内にあってしるべきもの、緑地として農地というものが一部見られていますので、ちょっと御説明をもう少ししてほしいのと、農地が農地であることの意味っていうのも他の緑地と違ってありますので、緑色に塗ってればいいというところではないと思いますので、その緑地の機能ももう少し考えながら評価をしていただきたいというのがあります。

あと1点が番号の7番でちょっと分からなかったところが、市街地の貴重なみどりが屋

敷林等の都市緑地というのは、これは屋敷林というのが民地のようにも捉えられるんですけども、それが貴重ということで、それを保全するというようにも読めてしまうんですけど、これはどういう意味か教えていただけますでしょうか。

地域整備推進室

この回答でございますけれども、これは単純に御質問に対して貴重なみどりは何かということでお答えしたというところでございます。

F 委員

回答として分からないんですが、それが保全の対象かどうかということではないということですか。吹田市全体としてこういう考え方を持っているということが書かれているということですか。

地域整備推進室

この回答でございますけれども、私ども市において策定しておりますみどりの基本計画がありますけれども、その一文を引用しております。

F 委員

ということであれば、計画の中で民地も含めた緑地の評価というのが必要なのかなと思うのですが、そういうこともお考えなのかなということですがいかがでしょうか。要するにこの計画の中で、今後も土地利用がされていく中で民間も緑地というものがあり、公的な緑としての街路樹等を含めてですね、トータルで緑の質や量を計画されるのか、というところが気になるところです。

中央復建コンサルタンツ株式会社

事業計画地内におきましては公共用地として、ただいま街路樹は連続性の確保ということにはならないという御意見もございましたが、街路樹ですとか公園、緑地などのみどりを整備することで、周辺を取り巻いている千里緑地等の既存のみどりとの連続性を確保していきたいと考えております。

F 委員

ちょっと分からなかったです。千里緑地は民間の緑地ではないですよ。都市計画緑地ですよ。ちょっと整理していただけますでしょうか。たぶん今回は、区画整理なので個々の所有者の土地利用の意向は盛り込まれていないと思っているんですけども、前も意見したような気もしますが、多分地域の整備目標や具体的な土地利用の方針などが示される地区計画などを策定されるのだと思いますが、そこの総合的な判断になっていくと思うんです。民地のみどりというのは貴重なものだと思いますし、トータルで実際は環境形成さ

れるものなので、考えていただきたいなと思いました。

都市計画室（大塚参事）

民地のみどりということで、都市計画法の中で生産緑地地区がこのエリアの中にもございます。そういったところにつきましては、今回区画整理事業の中で当然換地後も生産緑地としてというところが出てくると思いますので、そこにつきましては継続して都市の中にあるべきものとして、維持されていくものという風に考えています。それにつきましても事業の中で、土地所有者さんの方と協議を進めながら特定生産緑地ですとかそういったところの制度も利用しながら継続的に民地のみどりを活用していけるように協議を進めていくものという風に考えております。

会長

よろしいでしょうか。それでは、はい、お願いします。

G 委員

提案書の p. 3-1 の辺りで、たぶん前回の会でも僕言ったんですけども、p. 3-1 の観点のマスタープラン周辺の「ヒトとヒトが交流するにぎわいのステージ」とかいろんな事が書いてある文と、p. 2-1 ところに関連する文で、この今の指摘事項についてちょっと2点だけコメントに近いものなんですけれど、お話ししたくて。

1つ目なんですけど、番号1番の話で書かれてる内容が、必要性があるのかというので、25年にしっかり見直して必要性があると判断して継続したってことが書いてる時に、その理由付けが渋滞が緩和されるからだということだけで、ポンと出てきてしまっているっていうのが。これはおそらく山を切り崩してっていう苦しい選択をしながら道路を引いて渋滞が緩和されながら、他にもいろんな波及効果があってその費用便益を考えて決定したということが、渋滞が緩和されるという一言で終わってしまっているがゆえに、ポンと出ちゃっていることがあってもう少しこれ、総合的に書かれた方が良いんじゃないかな。さっきの p. 3-1 の戦略的計画に基づいて総合的に判断したというのが見えるようにお書きになれるといいと思います。

その次2番目のコメントなんですけれども、例えばですけど現状残っている緑地っていうのを切り崩すんだけど一部を戦略的に残しつつ新たに周辺に宅地を作って、言うてしまえばここに新たな自然共生街区みたいなのを作ろうとしているわけじゃないですか、その中に例えば3番のところだと、造成の緑地計画っていうのを将来ビジョンに合わせて作るんだとかですね。7番では貴重なみどりの連続性を担保して、単にポイントとして見るんじゃないくて今 F 委員からもあったように総合力として展開するんだという緑地の案が書いていて、8番にはグリーンインフラという世界的にもすごい注目されているみどりの力を使って防災機能も持たせつつ宅地を作るんだ、っていうのをもうちょっと総合的なビジョン的なもの、だから提案書の p. 3-1 ですよ。個別の説明になっていて、その辺が見えな

いから、対立しているように見えるんですよ。道路を引いた、自然が壊れた、That's all 対立しているんじゃない。新たな開発志向をするんだから、緑地もハッピー、人もハッピーという自然共生街区を作るというのをもう少し積極的に打ち出してほしいという強い思いがあります。以上です。

会長

ありがとうございます。今の何かコメントあれば、なければ結構ですけども。

では、今の御意見で回答の部分ですね、もう少し補足できるのであればいいかと思っておりますので、もう1回これ審議するということになりますね。今日で終わりというわけではございませんので、時間の都合もありますので、この辺りで本件については終わりということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっとまだまだあるかと思っておりますけれども、今日のところはですね、以上で審議を一旦終了させていただきます。今後の流れについて事務局から御説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

今後の流れにつきまして御説明いたします。本日御欠席の委員の方もおられますので、メールにてもう一度御意見をお伺いいたします。それと本日の審査会でいただきました御意見と併せて集約をしまして、また見解を事業者から示していただき、次回の審査会の資料とする予定です。さらに、それらを踏まえて事務局にて答申案を作成し、次回の審査会でもう一度御審議をいただくという予定としております。

会長

はい、ありがとうございました。

それでは後、メールでもう一度、今日御発言いただけなかったことで御質問がございましたら、メールでお願いいたします。

続きまして次第の方でございますが、その4にまいりたいと思います。事業者の方は退出をお願いいたします。

（事業者退出）

会長

それでは、次第の4につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（永井主査）

次第4につきまして、本年6月に提出されました（仮称）吹田千里丘計画に係る環境影響評価事後監視年次状況報告書（平成30年度版）の概要について御説明いたします。

こちら、平成 30 年度に行われました、(仮称)吹田千里丘計画、いわゆるミリカヒルズの建設工事について、事後監視計画書に基づいて事業者が実施しました大気、騒音に係る現地調査の結果と評価書記載の予測・評価結果の検証を行うとともに、事業者が示した環境保全措置の実施状況を取りまとめたものです。本報告書は、本市条例の規定では事業終了後に提出することになっておりますが、工事の規模が大きく、工事期間が長期にわたりますため、市長意見により毎年提出するよう事業者に指示しております。

平成 30 年度版につきましては、令和元年 6 月 28 日に受理しております。提出した事業者は、記載の 9 社となっております。

報告の概要と所見ですが、まず大気汚染について、工事中の二酸化窒素を測定した結果は、全ての地点で評価書の予測値を下回っております。本市は引き続き、排出ガスの少ない建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっております大気汚染防止措置の確実な履行を求めてまいります。次に騒音ですが、建設機械の稼働による騒音測定結果は、全ての地点で評価の基準値を下回っております。本市は引き続き、低騒音型建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている騒音防止措置の確実な履行を求めてまいります。建設機械の稼働状況ですが、工事で使用された建設機械は、全て排ガス・騒音対策型であり、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの月当たり延べ稼働台数におきましては、3 月が最大でありました。本市は引き続き、建設機械の稼働に伴う公害を未然に防止するため、排ガス・騒音対策型の建設機械の使用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。工事関係車両につきましても、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月末までの月当たり延べ台数を示すとともに、地元との取り決めによる通行時間、事業計画地への出入り口の状況及び計画地内の駐車場整備状況を示しております。本市は引き続き、計画的な運行による工事関係車両の台数削減、交通混雑時を避けた走行時間の調整等について、環境影響評価で事業者が実施することとなっている環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。環境保全措置の実施状況ですが、工事の実施にあたって、排ガス・騒音対策型建設機械の使用等 38 項目、計画建物についての地球温暖化や景観等への対応など 29 項目、保全緑地での樹林地の保全、植生回復など 16 項目の環境保全措置についての実施状況又は実施予定を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証するとともに、定期的な立入検査などにより、その履行状況を確認しております。今後の対応ですが、本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守を求め、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。以上です。

会長

今の御説明、概要についての文章ですが、いかがでしょうか。何か質問があれば。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、最後の次第の 5 ですが、事務局から御説明をお願いします。

事務局（永井主査）

本年 6 月に提出されました（仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価事後調査年次状況報告書（平成 30 年度版）の概要について説明いたします。

平成 30 年度に行われた（仮称）吹田円山町開発事業に係る工事について、事後調査計画書に基づいて事業者が実施しました事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめたものです。工事中の事後調査報告書は、通常工事終了後に提出しますが、本事業は工事期間が数年にわたるため、年次状況報告書を毎年度、本市へ提出することになっております。

こちら、令和元年 6 月 25 日に受理しております。提出しました事業者は、大林新星和不動産株式会社です。

報告の概要と所見ですが、大気汚染につきましては、工事中の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、建設機械等の種類、稼働台数・時間及び工事用車両の入出庫台数・時間を把握することにより排出量及び濃度を算出したところ、評価書の予測結果を下回っていたことから、著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、排出ガス対策型の建設機械の使用等、環境影響評価で事業者が実施することとなっている大気汚染防止措置の確実な履行を求めています。動植物生態系につきましては、事業計画地内において、特定外来生物 2 種の生育が確認されておりますが、適切な処分を行ったことから、著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、工事中の早期緑化など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている動植物生態系への配慮の確実な履行を求めています。環境保全措置の実施状況ですが、工事の実施もしくは施設の供用にあたっての環境保全措置について、平成 31 年 3 月末時点の実施状況又は実施予定を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認しております。今後の対応ですが、本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。以上です。

会長

今の内容については、いかがでしょうか。

G 委員

1 点だけ。これは野球場の跡地のやつでしたっけ。

会長

そうです。

G 委員

騒音が、わりに議論に挙がっていたように覚えているんですが、そのあたりはいかがで

すか。

事務局（楠本参事）

供用後の関係の騒音の話は出てたんですが、まだ工事中です。

G 委員

次の供用段階で報告が上がってくるんですね。わかりました。

会長

工事はいつまでの予定になっていますか。

事務局（永井主査）

まだ数年続くんですが、最初の 1 期の工事がもうすぐ完了して、まちびらきがあると伺いしております。

会長

そうですか。

では、よろしいでしょうか。

それでは、もうひとつございました。次第その他と書かれておりますが、続きまして次第 6 について、事務局からお願いします。

事務局（永井主査）

次第 6 ですけれども、前回審査会で配慮書について御説明しました北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の方法書が、今月中に提出される予定と聞いております。まだ予定としか聞いておりませんが。法と条例の定める期限等を整理しますと、方法書提出からおよそ 4 ヶ月程度で、市長意見を回答する必要があると思われれます。ですので、10 月中に提出ということであれば、来年 2 月中には市長意見を回答するという段取りになるかと思えます。

今回の案件は、関係地域が吹田市南部の狭いエリアで、環境に与える影響もごく限られていると予想されますし、この短期間に諮問と答申で二度審査会を開催するのは少々難しいと思われれますので、方法書を収受いたしましたら、委員の皆様には速やかに凶書を御送付いたしまして、あらかじめ御意見をいただきたいと思えます。事務局でいただいた御意見をもとにたたき台となる答申案をまとめておきまして、審査会は一度の開催と考えております。その際に、諮問及び事業者からの説明を受けまして、その場で答申案を御審議いただき、その内容を加味して最終的な答申を作成する、という手順を考えております。

なにぶん、まだ詳細なスケジュールがお示しできない状態ですので、わかり次第、審査会委員の皆さまにはメール等で御連絡をさせていただきます。また、今後の審査会開催の日程調整にも、御協力のほどよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。今のお話について、いかがでしょうか。御質問ございませんでしょうか。ありがとうございます。

ずいぶん長くなって申し訳ございませんが、他に何かございますか。

それではこれで今日の審査会を終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

※今回の議事の中で、本審査会で審議すべき内容から外れていたため、一部を議事録から削除した部分があります。